

はしがき

本書は、遺産分割調停・審判の実務について解説した書籍です。

私は、東京家裁家事第5部（遺産分割専門部）において、担当する事件のほぼ100%が遺産分割調停・審判とこれらに関連する事件という生活を約3年4か月続けてきました。そのほかにも、私は、各地の家庭裁判所支部で他の事件と並行して遺産分割調停・審判を担当してきました。本書は、こうした経験に基づいて、まず第1章で遺産分割手続の全体像を説明するなど、初めて遺産分割調停・審判に取り組む実務家の方にもわかりやすい記述を心がけました。そして、本書は、遺産分割調停・審判で、筆者の経験上問題となり得る事項について、裁判例や実務運用例を紹介しつつ説明しています（なお、遺産分割事件は、裁判所の事件の中でも解決が困難な部類に属するといわれていますが、本書で紹介した実務運用は、こうした困難を乗り越えてきた先輩法曹の実践の成果であり、諸先輩のご苦勞に改めて敬意を表します。）。

また、本書で説明している家事事件手続法は、令和5年に改正され、かつ、改正部分の一部が令和8年5月21日に既に施行されていますが、本書の説明には、この既に施行された改正部分も織り込んでいます。他方で、上記改正のうち、施行されていない部分は、主として家事事件手続のデジタル化について定めた部分であり、令和10年6月までに施行が予定されていますが、本書では、その部分について、各ページの脚注の中に【法改正】というマークを付け、下線を付して説明しています。したがって、本書を読む方には、遺産分割調停・審判の手続について、本書出版の時点で施行されている手続のみならず、令和10年6月までに施行される改正家事事件手続法によりどの部分が改正されるのかも把握していただけると期待しています。

本書は、公務の合間を縫って執筆したものであり、至らぬ点もあろうかとは思いますが、それでも、本書が遺産分割事件の適正かつ迅速な解決に何かの貢献をすることができたならば、これにまさる喜びはありません。

本書の出版に当たっては、多くの方々にご尽力をいただきました。筆者とほぼ同時期に東京家裁家事第5部に在籍していた神野律子判事（現：横浜地

裁部総括判事）及び北村ゆり判事（現：さいたま家地裁越谷支部判事）には、本書の原稿を読んでいただき、多くの有益な助言をしていただきました。心からお礼申し上げます（ただし、本書の内容に不備があるとすれば、それは専ら私が責任を負うべきものです。）。また、筆者が勤務した各地の調停委員の先生方、先輩・同僚裁判官及び裁判所職員の方々には、評議や議論で共に悩んだことなどを通じて、種々の問題点について考察するきっかけを与えていただいたことと、紛争を円満に解決するよろこびを共有させていただいたことに感謝いたします。そして、株式会社商事法務の池田知弘氏には、編集作業全般にわたってご尽力をいただきましたことに感謝申し上げます。

なお、本書の内容中意見にわたる部分は、あくまでも私個人の見解であることを、あらかじめお断りいたします。

令和8年6月

関 述 之

目 次

はしがき *i*

法令の略語 *xvii*

参考文献一覧 *xix*

第1章 遺産分割手続の全体像 1

第1節 目的——遺産の帰属の確定 2

第1 相続制度の存在意義 2

- 1 権利主体（自然人）の死亡と権利義務の承継 2／
- 2 遺産の承継方法（遺言相続と法定相続） 3／
- 3 相続人が複数いる場合——遺産共有 4

第2 遺産分割手続の存在理由 5

第2節 手続——家族間紛争の解決 6

第1 遺産分割調停・審判手続の特色 6

- 1 3種類の遺産分割手続 6／2 協議分割 6／3 調停分割 7／
- 4 審判分割 7

第2 家事事件手続 8

- 1 家事事件手続の特徴 8／2 遺産分割事件の当事者主義的運用 8／
- 3 手続の概略 9

第3節 審理内容——段階的進行モデル 12

第1 進行モデルを定める意義 12

第2 段階的進行モデル 13

- 1 意義 13／2 相続人の範囲（遺産分割の当事者） 13／3 遺産の範囲 14／
- 4 遺産の評価 14／5 各相続人の取得額（特別受益・寄与分） 14／
- 6 遺産の分割方法 14

column 1 遺産共有をゴムボールにたとえると 15

第2章 遺産分割調停・審判の手続 18

第1節 家事事件手続法の概要 18

第1 全体像 18

- 1 何について定めた法律か 18／2 どのような構成の法律か 18／
- 3 「別表」とは 19／4 家事審判及び家事調停の対象となる事件 20／
- 5 家事事件手続と民事訴訟の役割分担 21

第2 【法改正】家事事件手続のデジタル化 23

- 1 【法改正】概要 23／2 【法改正】事件記録の電子データ化 23／
- 3 【法改正】インターネットによる申立て等と書面擬制 24／
- 4 施行日と民事訴訟法・同規則の準用 24

第2節 手続に関与する機関と当事者 26

第1 家事審判・家事調停を担当する機関 26

- 1 裁判所の意義 26／2 家事審判を担当する機関 26／
- 3 家事調停を担当する機関（調停機関） 27

第2 裁判所書記官 28

- 1 意義 28／2 遺産分割調停・審判における書記官事務 28

第3 家庭裁判所調査官 29

- 1 意義と役割 29／2 遺産分割調停・審判における調査官事務 30

第4 管轄と移送 30

- 1 国際裁判管轄 30／2 土地管轄 30／3 移送 34／4 自庁処理 35

第5 当事者 37

- 1 総説 37／2 当事者能力・手続行為能力 39／3 当事者適格 42

第6 受継 42

- 1 中断制度の不存在 42／2 受継 43

第7 当事者の変動 45

- 1 当事者参加（家事法41条） 45／2 利害関係参加（家事法42条） 46／
- 3 手続からの排除 47

第8 代理・補佐 50

- 1 代理の意義 50／2 法定代理 51／3 法人の代表者 58／
- 4 手続代理 58／5 補佐人 61

第3節 遺産分割審判の手続 62

第1 家事審判の基本原則と遺産分割の当事者主義的運用 62

- 1 家事審判手続の性格（非訟性・後見性・裁量性） 62／2 職権探知主義 62／
- 3 本人出頭主義 64／4 非公開主義 65／

5	手続保障・裁判所及び当事者の責務	66／
6	遺産分割の当事者主義的運用	67
第2	遺産分割審判の開始	68
1	開始事由	68／2 遺産分割審判の申立て 68／
3	家事審判の申立手数料・費用の予納	74／4 審判移行 75／5 管轄 75／
6	家事審判申立書受理後の手続	76
第3	審理	79
1	期日	79／2 手続の併合・分離・中止 82／3 事実の調査と証拠調べ 83
第4	別表第2 審判事件の審理手続	88
1	意義	88／2 合意管轄 89／3 家事審判の申立書の写しの送付 89／
4	必要的陳述聴取と審問	89／5 事実の調査の通知 90／
6	審理の終結と審判日の指定	91
第5	審判事件の終了	94
1	審判	94／2 審判申立ての取下げ 96／3 審判申立ての取下げ擬制 99／
4	その他の終了事由	100
第6	審判以外の裁判・中間決定	100
1	審判以外の裁判	100／2 中間決定 101
第7	家事審判に対する不服申立て	101
1	即時抗告の対象と効力	101／2 即時抗告期間 103／
3	原裁判所の手続	103／4 抗告裁判所の手続 105／
5	抗告審の付調停	107／6 審判に代わる決定 108／
7	特別抗告・許可抗告・再審	110
第8	高等裁判所が第一審として行う手続	111
第9	審判記録の閲覧・謄写	112
1	意義	112／2 要件・手続 112
第10	当事者に対する住所・氏名等の秘匿	114
1	2つの制度（当事者間秘匿制度・非開示希望の申出）	114／
2	当事者間秘匿制度	116／3 非開示希望の申出 124
第4節	遺産分割調停の手続	126
第1	家事調停制度総論	126
1	家事調停の対象	126／2 家事調停制度の特色と基本原則 126
第2	遺産分割調停の開始	129
1	開始事由	129／2 遺産分割調停の申立て 129／
3	家事調停の申立手数料・費用の予納	133／
4	審判事件の付調停	133／5 管轄・移送 137／

6	家事調停申立書受理後の手続	137／	7	手続選別	139
第3	調停委員会	139			
1	構成	139／	2	家事調停委員の地位	139／
3	調停委員会と裁判官・調停裁判所の権限	140			
第4	調停機関としての裁判官と家事調停官	143			
1	裁判官による単独調停	143／	2	家事調停官	143
第5	調停の実施	143			
1	当事者の変動	143／	2	期日	144／
			3	手続の併合・分離・中止	147／
4	事実の調査と証拠調べ	147／	5	合意形成に向けた働きかけの規律	150／
6	調停の運用	150			
第6	調停記録の閲覧・謄写	152			
1	記録の閲覧等許可申立て	152／			
2	裁判書又は調書の正本等の交付請求	153／			
3	家事審判事件の規律が適用される場合	154／			
4	当事者に対する住所・氏名等の秘匿	154			
第5節	調停の終了	155			
第1	総説	155			
第2	調停の成立	155			
1	意義	155／	2	要件	155／
			3	遺産分割調停の条項例	161／
4	調停の効力	162			
第3	調停に代わる審判	164			
1	意義	164／	2	調停に代わる審判の法的性格	165／
3	調停に代わる審判の対象事件	166／	4	手続	166／
			5	当事者の異議	168／
6	審判確定の効果	169			
第4	調停の不成立	170			
1	意義・要件	170／	2	手続	170／
3	家事審判の申立ての擬制（審判移行）	171			
第5	調停をしない措置（「なさず」）	174			
1	意義	174／	2	要件	175／
			3	効果	176
第6	家事調停の申立ての取下げ	176			
1	意義	176／	2	手続	177／
			3	申立ての取下げの制限	177／
4	申立ての取下げの効果	178			

第 6 節 履行の確保 179**第 1 意義 179**

- 1 制度趣旨 179／ 2 強制執行との関係 179

第 2 調査及び勧告 179

- 1 対象となる義務等 179／ 2 手続の開始 180／ 3 調査・勧告 180

第 3 履行命令 181

- 1 対象となる義務 181／ 2 審理手続 181／ 3 過料の制裁 182

第 4 記録の閲覧謄写等 182

- 1 調査及び勧告事件の記録 182／ 2 履行命令事件の記録 183

column 2 なぜ連続した戸籍謄本が必要か 184**第 3 章 段階的進行モデル——遺産分割の実体法上の論点 187****第 1 節 遺産分割の当事者と相続分 188****第 1 遺産分割の当事者を確認する重要性 188****第 2 相続の開始と相続人 189**

- 1 相続の開始 189／ 2 相続人の意義 189／ 3 血族相続人 189／
- 4 配偶者相続人 190／ 5 同時存在の原則 190／ 6 胎児の出生擬制 191

第 3 代襲相続 192

- 1 意義 192／ 2 要件（子を被代襲者とする場合・【図 3-1-1】の a)) 193／
- 3 要件（兄弟姉妹を被代襲者とする場合・【図 3-1-1】の b))／ 4 効果 196／
- 5 注意を要する事例 196

第 4 相続欠格 198

- 1 意義 198／ 2 効果 199／ 3 要件 199

第 5 相続人の廃除 200

- 1 意義 200／ 2 要件 200／ 3 廃除の手続 200／ 4 廃除の効果 201／
- 5 廃除の取消し 202

第 6 相続分 202

- 1 意義 202／ 2 指定相続分 203／ 3 法定相続分 203／
- 4 民法旧 900 条 4 号ただし書前段の合憲性 207

第 7 相続資格の重複 209

- 1 問題の所在 209／ 2 例 1：異なる順位の相続資格が重複する場合 210／
- 3 例 2：同順位の相続資格が重複する場合 212／
- 4 そもそも相続資格の重複が生じない例 213

第8 相続人の変動 213

- 1 相続の放棄・承認 213／2 相続分の譲渡 222／3 相続分の放棄 226

第9 特定財産上の持分の譲渡 231

- 1 意義 231／2 裁判手続との関係 232

第10 相続人の不分明・不存在 233

- 1 相続人の中に住居所不明の者がいるとき 233／
2 相続人のあることが明らかではないとき 234

第2節 遺産の範囲 235

第1 遺産分割の対象となる財産の範囲（総論） 235

- 1 権利義務の包括承継 235／2 遺産分割の対象財産 236

第2 遺産分割の対象となる遺産（各論） 237

- 1 意義 237／2 調停でも審判でも、当然に分割の対象となるもの 238／
3 相続人全員が合意すれば、調停・審判で分割の対象となるもの 246／
4 相続人全員が合意すれば、調停では扱えるもの（審判では不可） 248／
5 検討を要するもの 252

第3 遺産の範囲を誤った遺産分割の効力 264

- 1 被相続人が所有していない財産を遺産分割の対象とした場合 264／
2 遺産の一部を脱漏した遺産分割の場合 265

第4 遺産分割調停・審判の実務 265

- 1 前提問題と付随問題 265／2 前提問題の処理1——遺産の範囲 267／
3 前提問題の処理2——相続人の範囲 270／
4 前提問題の処理3——相続権の存否 272／
5 前提問題の処理4——遺言の効力・遺産分割協議 273／
6 付随問題に争いがある場合の進行 273

第3節 遺産の評価 275

第1 遺産の評価の意義 275

- 1 遺産の評価の必要性 275／2 遺産の評価の要・不要 275／
3 評価を決する方法 276／4 評価の時点 282

第2 遺産の評価（各論） 284

- 1 土地の評価 284／2 建物の評価 286／
3 土地利用権・利用権の負担付き土地の各評価 287／
4 抵当権付き不動産の評価 288／5 上場株式等の評価 290／
6 非上場株式の評価 290／7 預貯金債権の評価 291／
8 配偶者居住権の評価 291／9 動産（家財道具など）の評価 294／
10 動産（高価品）の評価 294／11 営業権（のれん）の評価 295／

12	暗号資産の評価	295
第4節 具体的相続分 297		
第1	意義	297
1	遺産分割手続における位置づけ	297／
2	具体的相続分とは（用語の説明）	297／
3	具体的相続分（特別受益・寄与分）の主張制限	298
第2	特別受益の持戻し	299
1	概要 299／2 特別受益の受贈者＝「相続人」	300／
3	特別受益に該当する遺贈・贈与	305／
4	特別受益の評価と持戻し計算 317／5 超過特別受益	322／
6	持戻し免除の意思表示 324／7 特別受益に関する実務	327
第3	寄与分	329
1	概要 329／2 寄与分を受ける適格（成立要件 a））	333／
3	寄与分の成立要件 b）ないし g）	338／
4	「特別の寄与」の類型別検討 1 —— 家業従事型	342／
5	「特別の寄与」の類型別検討 2 —— 金銭等出資型	345／
6	「特別の寄与」の類型別検討 3 —— 療養看護型	347／
7	「特別の寄与」の類型別検討 4 —— 扶養型	351／
8	「特別の寄与」の類型別検討 5 —— 財産管理型	352／
9	その他の寄与分の類型 354／10 寄与分の算定方法	354／
11	寄与分における具体的相続分の算定方法	364
第4	寄与分を定める手続	365
1	総説 365／2 寄与分を定める処分審判事件	367／
3	寄与分を定める処分調停事件	370
第5	具体的相続分・現実的取得額の算定	372
1	概説 372／2 特別受益者と寄与者の双方がいる場合	373／
3	超過特別受益者と寄与者の双方がいる場合	374／
4	預貯金債権の仮分割仮処分があった場合	375／
5	分割前の預貯金債権の払戻し（民 909 条の 2）があった場合	377
第5節 遺産の分割方法 383		
第1	総論	383
第2	分割の基準	383
1	民法 906 条 383／2 審判分割における民法 906 条（相続分との関係）	384／
3	調停分割における民法 906 条	384

- 第3 当事者の取得希望に関する判断要素 385
 - 1 当事者の取得希望が競合しない場合 385／
 - 2 当事者の取得希望が競合する場合 385
- 第4 分割方法の選択と内容 387
 - 1 遺産分割方法の選択 387／ 2 現物分割 387／ 3 代償分割 395／
 - 4 換価分割 400／ 5 共有分割 405
- 第5 分割禁止 407
 - 1 意義と種類 407／ 2 分割禁止の期間 408／ 3 効力 409／
 - 4 遺言による分割禁止（方式と事情変更） 410／ 5 調停による分割禁止 410／
 - 6 審判による分割禁止 411／ 7 遺産分割禁止審判の取消し・変更 413
- 第6 遺産分割の効果 413
 - 1 遺産分割の遡及効 413／ 2 対抗問題 414／ 3 担保責任 414

column 3 遺産分割調停における説得の技法 415

第4章 遺言 419

第1節 遺言の制度概観 420

- 第1 遺言の意義 420
 - 1 遺言と私的自治の原則 420／ 2 遺言事項と遺言の解釈 420／
 - 3 遺言の効力要件 422
- 第2 遺言の方式 424
 - 1 種類 424／ 2 自筆証書遺言 425／ 3 公正証書遺言 426／
 - 4 秘密証書遺言 427／ 5 特別方式の遺言 428
- 第3 遺言書の検認 429
 - 1 意義 429／ 2 検認の手続 430／
 - 3 検認に関する遺産分割事件における実務上の留意点 431

第2節 遺言による遺産配分 432

- 第1 相続分の指定 432
 - 1 意義 432／ 2 指定の効力 432
- 第2 遺産分割方法の指定 436
 - 1 意義 436／ 2 効果 436
- 第3 遺贈 438
 - 1 遺贈の意義・種類 438／ 2 特定遺贈の効果 442／ 3 包括遺贈 443／
 - 4 遺贈による権利変動と対抗問題 445／ 5 遺贈の放棄 446

第 4	特定財産承継遺言と「相続させる」遺言	447
1	意義 447／2 効果 448／3 特定財産承継遺言と対抗要件 448／	
4	相続分の指定との関係 449／5 寄与分との関係 450／	
6	特定財産承継遺言の利益の放棄の可否 452／	
7	「すべての遺産を特定の相続人に相続させる」遺言 452／	
8	割合的「相続させる」遺言 453／9 代襲相続の否定 453	
第 5	制度相互間の関係	454
1	遺産の分配制度内部の関係 454／2 遺産分割手続との関係 454	
第 3 節	遺留分と遺留分侵害額請求権	456
第 1	遺留分	456
1	意義 456／2 総体的遺留分の割合 456／3 個別的遺留分 457	
第 2	遺留分侵害額請求権	457
1	意義 457／2 遺留分権利者の遺留分額の算定 458／	
3	遺留分侵害額の算定 458／4 遺留分の放棄 459／	
5	遺産分割との関係 459	
第 4 節	遺言執行者と遺産分割	460
第 1	遺言執行者の必要性	460
第 2	遺言執行者の法的地位	460
1	指定・選任 460／2 遺言執行者の職務と権利義務 461／	
3	遺言執行者の当事者適格 462／	
4	遺言執行者がいる場合の遺言と異なる遺産分割協議の可否 466	
column 4	遺産分割と遺留分侵害請求との違い	468
第 5 章	平成 30 年改正民法上の制度	471
第 1 節	配偶者居住権	472
第 1	意義	472
1	制度の存在理由 472／2 概要 473	
第 2	成立要件	473
1	民法 1028 条 1 項 473／2 「配偶者」の「居住」 473／	
3	建物所有要件 474／4 配偶者居住権の取得原因 474	
第 3	配偶者居住権の内容	475
1	法的性質と権利の内容 475／2 存続期間 478／	
3	配偶者居住権の消滅 478／4 配偶者居住権と特別受益 479／	
5	配偶者居住権の評価 479／6 配偶者居住権の税務 479	

第2節 被相続人の財産の処分 481

第1 相続開始後の遺産の処分 481

- 1 平成30年改正前の民法及び実務 481／
- 2 平成30年改正＝民法906条の2の制定 482

第2 相続開始後の処分財産が遺産とみなされる場合 483

- 1 民法906条の2の要件・効果 483／ 2 実務 486／
- 3 処分者に争いがある場合 487

第3 被相続人の生前に処分された財産 488

- 1 問題の所在 488／ 2 被相続人の財産が存在していた事実が確認できるか 490／
- 3 (2が確認できることを前提に) 被相続人の当該財産が受益相続人に移転した事実が確認できるか 490／
- 4 (2、3が確認できることを前提に) 財産の移転は相続開始の前か 490／
- 5 (2～4が確認できることを前提に) 財産の移転は、被相続人の意思に基づくものか 490

第3節 特別の寄与 493

第1 意義 493

- 1 平成30年改正前の民法 493／ 2 特別の寄与制度の新設 494

第2 要件 494

- 1 請求権者(特別寄与者) 494／ 2 寄与行為 495／
- 3 被相続人の財産の維持又は増加 498／ 4 2と3の因果関係 498／
- 5 請求の相手方 498／ 6 権利行使期間 499

第3 効果 500

- 1 特別寄与料支払請求権の形成 500／ 2 特別寄与料の算定 500／
- 3 共同相続における各相続人の負担額 501

第4 手続 502

- 1 概要 502／ 2 調停手続 502／ 3 審判手続 506

第5 他の制度との関係 507

- 1 寄与分の申立てとの関係(選択的行使の可否) 507／
- 2 財産上の請求権行使との関係 508

column 5 遺産分割事件の審理はなぜ長期化するのか 508

第 6 章 遺産分割前の暫定措置 513**第 1 節 共同相続人による遺産の管理** 514

第 1 共同相続人の権利義務 514

- 1 遺産共有状態における遺産の管理 514／ 2 共同相続人の意思決定 514／
- 3 遺産の管理の実際 517／ 4 共有物の管理者 519／
- 5 相続財産を管理する共同相続人の注意義務 521／ 6 費用負担 522

第 2 相続財産管理人の選任 522

- 1 意義 522／ 2 要件と手続 523／ 3 相続財産管理人の職務等 524

第 3 所在等が不明の相続人がいる場合 525

- 1 所在等不明共有者以外の共有者による変更・管理の裁判 525／
- 2 所在等不明共有者の持分取得請求（遺産共有の場合） 526／
- 3 所在等不明共有者の持分譲渡権限付与請求（遺産共有の場合） 527

第 2 節 遺産の分割前における預貯金債権の行使 529

第 1 意義 529

第 2 要件及び効果 529

- 1 要件 529／ 2 効果 531

第 3 節 審判前の保全処分 534

第 1 審判前の保全処分の概要及び特徴 534

- 1 意義 534／ 2 手続の体系＝発令→保全執行→効力 534／
- 3 特殊保全処分であること 535／ 4 手続の特徴 537

第 2 遺産分割手続における審判前の保全処分 538

- 1 申し立てることができる保全処分 538／ 2 遺産管理人選任等の仮処分 539／
- 3 仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分（家事法 200 条 2 項） 539／
- 4 特別の寄与に関する審判を本案とする保全処分（家事法 216 条の 5） 540

第 3 発令手続 540

- 1 管轄・担当裁判官 540／ 2 当事者・手続の開始・発令要件 540／
- 3 審理 547／ 4 担保 552／ 5 審判 555／ 6 申立ての取下げ 558／
- 7 即時抗告・特別抗告・許可抗告 559／ 8 審判前の保全処分の取消し 561

第 4 保全執行 561

- 1 意義 561／ 2 保全執行の要否（遺産分割の場合） 563／
- 3 保全執行機関 563／ 4 保全執行の開始 563／
- 5 保全執行開始の期間制限 563／ 6 保全執行の方法 564

第5 効力 564

- 1 効力発生時 564／2 不動産処分禁止の仮処分における保全執行の効力 564／
- 3 仮分割仮処分の効力 565／4 遺産管理人選任の保全処分の効力 566／
- 5 遺産管理人の選任及び地位 567／6 遺産管理人の費用償還・報酬 574

第4節 一部分割 577

第1 意義 577

- 1 意義 577／2 民法907条の適用範囲 578

第2 要件・手続 578

- 1 協議による一部分割 578／2 調停・審判による一部分割 579

第3 一部分割後の残余財産の遺産分割 580

- 1 問題の所在 580／2 当事者が残余財産の存在を知らなかった場合 581／
- 3 当事者が残余財産の存在を知っていた場合 581／
- 4 乙の方法による場合の残部分割における現実的取得額の算定 582

第5節 配偶者短期居住権 583

第1 意義 583

第2 要件（民1037条1項） 583

- 1 配偶者 583／2 被相続人の財産に属した建物 584／
- 3 相続開始時における無償の居住 584

第3 効果 584

- 1 配偶者の権利義務 584／2 遺産分割との関係 585

第4 存続期間・消滅 585

- 1 存続期間 585／2 消滅事由 586

第6節 調停前の処分 587

第1 意義 587

第2 要件と効力 587

- 1 要件・手続 587／2 効力 588

column 6 多数当事者調停事件への対応 590

第7章 涉外遺産分割 593

第1節 国際裁判管轄 594

第1 遺産分割事件における国際裁判管轄 594

- 1 意義 594／2 遺産分割審判事件の国際裁判管轄 595／
- 3 家事調停事件の管轄原因 597／4 「特別の事情」の不存在 597

- 第2 実務上の留意点（国際裁判管轄に関し） 598
 - 1 自庁処理ができないこと 598／2 調停が審判移行した場合 598／
 - 3 相手方が関連事件を申し立てる場合 598

第2節 準拠法 600

- 第1 準拠法決定のプロセス 600
 - 1 国際私法規定（抵触法規定） 600／2 準拠法が決定されるまで 600
- 第2 遺産分割事件における法律関係の性質決定 602
 - 1 意義 602／2 通則法 36 条の適用範囲 602／3 遺言の準拠法 608／
 - 4 先決問題の準拠法 610
- 第3 連結点の確定 610
 - 1 通則法 36 条が定める連結点 610／2 時際法 611／
 - 3 留意を要する連結点 611
- 第4 準拠法の特典 612
 - 1 不統一法国法の指定 612／2 反致 613
- 第5 準拠法の適用 615
 - 1 外国法の欠缺と不明 615／2 外国法の適用排除——公序 615

第3節 適用される手続法と外国判決の承認 616

- 第1 「手続は法廷地法による」 616
 - 1 意義 616／2 適応問題 616
- 第2 外国裁判の承認 617
 - 1 外国裁判所の家事事件における確定裁判の承認 617／
 - 2 我が国の遺産分割調停・審判の外国における効力 620
- 第3 実務上の留意点（国際裁判管轄以外） 620
 - 1 外国人が当事者となった場合 620／2 書類の送達・送付 620／
 - 3 外国居住の調停相手方の出頭確保 622／4 期日への出頭 622／
 - 5 翻訳・通訳 623／6 外国法の調査 623／7 調停運営 624／
 - 8 相続分の譲渡・放棄 625／9 外国にある遺産の分割方法 625

column 7 J・S・バツハの遺産目録 627

第8章 調停条項・審判書の作成 629

第1節 遺産分割調停の条項例 630

- 第1 意義 630
 - 1 調停調書作成の意義と効力 630／2 調停条項作成の留意点 631

第2 調停条項各論 632

- 1 相続人（遺産分割の当事者）・相続分を確認する条項 632／
- 2 遺産の範囲確認条項 635／ 3 前提問題 637／ 4 分割方法 637／
- 5 付随問題その他 646／ 6 清算条項 648／ 7 手続費用負担条項 648／
- 8 一部分割 649／ 9 遺産目録 650

第2節 遺産分割審判書の作成 651

第1 審判書の記載事項 651

- 1 法定の審判書記載事項 651／ 2 記載事項の配列 651

第2 審判書作成の留意点についての私見 652

- 1 事件の表示 652／ 2 裁判の表題 652／ 3 当事者及び代理人の表示 653／
- 4 主文 656／ 5 理由の要旨 664／ 6 結論・裁判所名など 679／
- 7 別紙遺産目録 679／ 8 一部分割（民907条2項本文）の審判書 682

第3 不動産登記に関する調停条項例・審判主文例 682

- 1 単独取得（被相続人名義の登記のままの場合） 682／
- 2 単独取得（共同相続登記が入っている場合） 684／
- 3 単独取得（被相続人から共同相続人の一部（Y）に相続以外の原因（贈与など）で単独の所有権移転登記がされている不動産を遺産と認定した場合で、他の共同相続人の1人（X）が単独取得するとき） 685／
- 4 単独取得（共同相続人全員で共同相続登記をすべきところを、1人の相続人（Y）に単独の相続登記がされている不動産について、他の共同相続人の1人（X）が単独取得するとき） 687／
- 5 一筆の土地や一棟の建物の一部を現物取得する場合 688

第3節 調停に代わる審判の審判書 691

第1 記載例 691

第2 留意点 692

- 1 手続上の留意点 692／ 2 審判書の記載 692

事項索引 695

判例索引 703

著者紹介 712